

財産の相続 — もしもに備えた準備はできていますか？

あらかじめ、「誰に」「何を」相続させるのかを遺言によって指定することにより、遺産分割の話し合いで生じる可能性がある、将来の相続争いを避けることができます。「相続」を「争族」にさせないためにも、万全な準備を整えることが重要です。

遺言は家族へのやさしい思いやり

遺言信託のご案内

遺言の作成にあたってのご相談から遺言書の保管・執行にいたるまで、遺言による相続を総合的にサポートするものです。

このような方におすすめします

“争族”を未然に防止したい

- 配偶者や子ども達にそれぞれの遺産の分け方を決めておきたい。
- 夫婦に子どもがいないので、全財産を配偶者に遺したい。

実情に合った分割をしたい

- 事業や家業を継がせる後継者に、事業用財産を相続させたい。
- 老後の世話をしてくれる子どもに多く遺したい。

相続人以外にも遺贈したい

- 教育・福祉・芸術等、社会に役立てたい。
- 相続人がいないので、お世話になった人達に遺産を分けたい。

ご利用いただいた方の声



夫が亡くなった際は何もわからなかったのですが、相続手続きで大変お世話になり本当に助かりました。



いろいろな説明を聞いて初めて必要性に気付きました。なるほど、専門家に相談するってこういうことなんだな、と思いました。

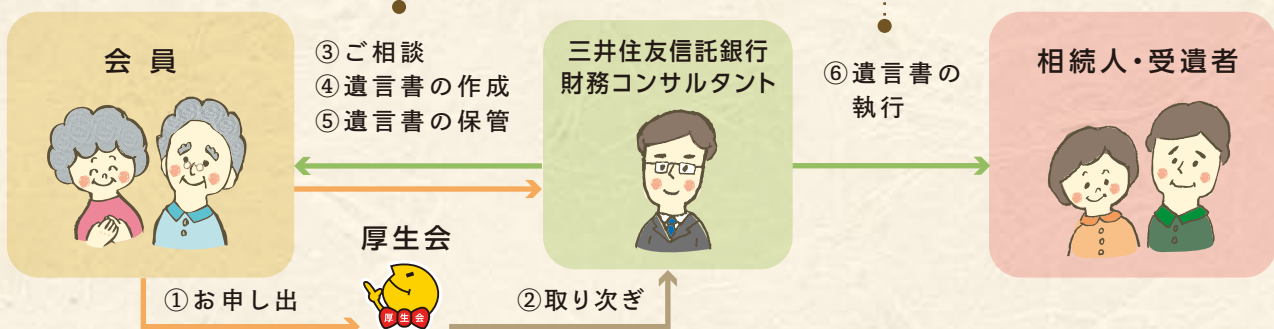
遺言信託の仕組み

【相談、遺言書の作成・保管】

- ・ご相談
- ・遺言書の作成のアドバイス
- ・遺言書の保管

【相続発生・遺言の執行】

- ・財産目録の作成
- ・財産の分割ならびに引き渡し
- ・遺言執行終了のご報告



●手数料等(すべて消費税等込み)2023年4月1日現在
基本手数料を抑えた【プランI】、お支払総額費用を抑えた【プランII】からお選びください。

項目	プランI	プランII
基本手数料	330,000円	880,000円
保管料/年間	6,600円	無料
遺言執行報酬	相続・遺贈財産に係る相続財産評価額に対して(消極財産控除前)以下の料率で計算した額とします。但し、最低執行報酬1,100,000円	左記で計算した合計額から770,000円を差し引いた額とします。 ただし、最低執行報酬330,000円
三井住友信託銀行および代理店取引(預金・信託商品等)	0.33%	
5,000万円以下の部分	2.20%	
5,000万円超1億円以下の部分	1.65%	
1億円超2億円以下の部分	1.10%	
2億円超3億円以下の部分	0.88%	
3億円超5億円以下の部分	0.66%	
5億円超10億円以下の部分	0.44%	
10億円超の部分	0.33%	

※その他、公正人手数料・遺言執行に必要となる実費は別途かかります。

各手数料等の説明

基本手数料※1	遺言書作成のアドバイス・公正証書作成時の証人立会い・遺言信託受託に関する手続きに伴う手数料
遺言書保管料※2	遺言書の保管と、遺言書の内容・財産・相続人などの変更に関する定期的な確認に伴う手数料
遺言信託変更手数料	遺言書変更のアドバイス・公正証書作成時の証人立会い・遺言信託変更に関する手続きに伴う手数料
遺言執行報酬	遺言の開示と、その後の財産調査及び執行手続きに伴う手数料

※1 別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。また、遺言執行に際し、特別の手続きを要する場合は、規定の報酬以外に別途、特別の執行報酬をいただく場合があります(例:海外に相続人がいる場合の海外渡航費用など)。契約締結後に、解約、保管証正本の保管辞退、遺言執行者への就任の辞退、遺言執行者の辞任等が生じた場合であっても、基本手数料はご返金いたしません。自筆証書遺言書をお預かりする場合には、「法務局による自筆証書遺言書の保管制度」を利用するための費用が必要となります。

※2 保管手数料は毎年4月末日に預金口座より自動引き落としします。

その他諸費用 以下の費用をはじめ遺言執行にかかる実費が必要となります。

- 不動産登記に関する登録免許税や司法書士手数料
- 戸籍謄本、固定資産税評価証明書などの取り寄せ費用
- 預貯金などの残高証明書の発行手数料
- 鑑定評価手数料
- 不動産売却手数料

※準確定申告、相続税申告にかかる税理士報酬などが必要な場合があります。

お問い合わせ先 (一財)兵庫県学校厚生会「遺言信託」受付窓口

TEL (078)331-9974

FAX (078)322-3582

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目7-34

(一財)兵庫県学校厚生会は、三井住友信託銀行と代理店委託契約を締結しており三井住友信託銀行の代理店としてお手続きの媒介(商品の紹介と取り次ぎ)を行っております。「遺言信託」は三井住友信託銀行の商品であり、会員と三井住友信託銀行がご契約の当事者となります。下記の資料請求書に記入の個人情報は、(一財)兵庫県学校厚生会および遺言信託の引受会社である三井住友信託銀行の間で相互提供いたします。

-----切り取り線-----

FAX 番号 (078)322-3582 「遺言信託」資料請求書

必要事項を記入の上、厚生会まで郵送いただくか FAX してください。

兵庫県学校厚生会「遺言信託」受付窓口 行き

記入日 年 月 日

会員番号	フリガナ	
	お名前	
連絡先	() — ()	<input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 所属所 () <input type="radio"/> 携帯

※「遺言信託」に関する資料は、厚生会登録住所宛てに送付いたします。なお、登録住所以外への送付をご希望の方は、お申し付けください。